



青色ニュース

令和7年11月号
第80号



当会ホームページ

1. サポートの注意点
3. 新年賀詞交歓会
4. 青色セミナー
5. 税額変更について
6. 青色カレンダー
7. 会活動報告
8. 年末調整関係
9. 品川区技能功労表彰
10. 事務局よりお知らせ

(一社)品川青色申告会
品川区南品川4-2-32
品川税経会館 1階
電話 03(3474)7564(代)
FAX 03(3458)2616

決算申告サポートの注意点

令和8年1月13日より決算申告の事務局サポートにつきまして、税制改正や会計ソフト利用者の増加に伴い、事務局では相当の混雑が予想されます。特に2月中旬から3月12日までは予約が集中し、再予約が取れない可能性があります。そこでサポートを受けるにあたり注意点は左記のとおりです。

・会計ソフトを利用されている方

帳簿の確認に時間を要し複数回來局される方がいます。年内又は1月中に必ず來局し帳簿を完成させて下さい。一度も來局なく2月以降に來局される方は大幅にサポート時間が遅れ、状況により10万円控除のサポートとする場合があります。

・簡易帳簿の方

決算書の下書きや集計表の記入方法が分からぬ方は、年内又は1月中に來局し、説明を受け下さい。当日の受付の際に提出しないと、サポートの順番が遅れます。

来局時までに必ず記入してお持ち下さい

今回の会報に同封されています。

下書き用紙

受付表

事前確認票

控えの受取り 2P

最終確認 2P

サポート開始 2P

受付

申告サポートの流れ

※控えをお渡ししますので待合室でお待ち下さい。

※入力した職員と一緒に確認します。

※職員が入力後お呼びします

※受付時に上記書類を提出して下さい。

サポート開始

優先される方の例

- 下書き用紙に必要事項をもれなく記載し提出している。
- 申告期前までに仮決算を済ませ決算書が当会のソフトに入力され完成している。

下書き用紙に必要事項を記載されていない方は、順番を繰り下げる場合があります。

また、会計ソフトは、対応できる職員数の都合上、1月中までに帳簿チェックを受けて下さい。

当会の申告サポート用ソフトのアップデートが1月下旬を予定しています。予約日までに入力できるところを入力しておき、予約日になりました。法もおすすめです。

下書き用紙に必要事項を記載されない場合は、順番を繰り下げる場合があります。

また、会計ソフトは、対応できる職員数の都合上、1月中までに帳簿チェックを受けて下さい。

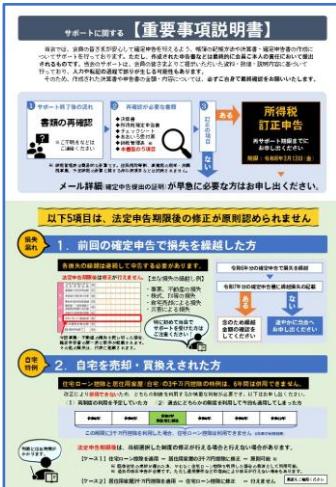
申告期限後に修正が認められない重要な項目については別紙(※)にてご案内します。必ずご確認ください。

※事前の参考資料として今月号に同封しております。



控えに押印されます。

控えに当会の收受印を押印後、お渡しして終了です。



決算・申告サポート関係書類について、今回の会報に同封しています。ご確認下さい。

決算書の下書き用紙や決算申告サポート受付表、医療費控除の明細等を記載する書面も同封されていますので、ぜひご利用下さい。

確定申告関係書類

納税証明等が早急に必要となる場合は、担当職員にお伝え下さい。代理送信を利用された方は、証明書を後日印刷いたします。

書面による提出の場合は、令和7年1月より税務署の押印がされないため、お渡しした控えをご利用下さい。



寄附金控除
(ふるさと納税等)

時間短縮のため、決算・申告サポート時までに集計表の作成をお願いします。決算期前であれば集計表の作成サポートもできます。支払調書(事業所得等)配当所得

事業者の場合年内に提出が必要な書類が多数あります。提出すべき書類の提出が遅れてしまうと、1年間税金を多大に収める可能性があります。

なお、決算・申告サポート時のインボイス制度に関するご相談は、相談時間の都合がありますのでご了承下さい。

消費税に関するご相談は年内に行いましょう。年内に行いましょう。

なお、決算・申告サポートの作成を希望するご相談は、相談時間の都合がありますのでご了承下さい。

消費税の相談は年内

新年賀詞交歓会

1月7日(水) 午後6時~



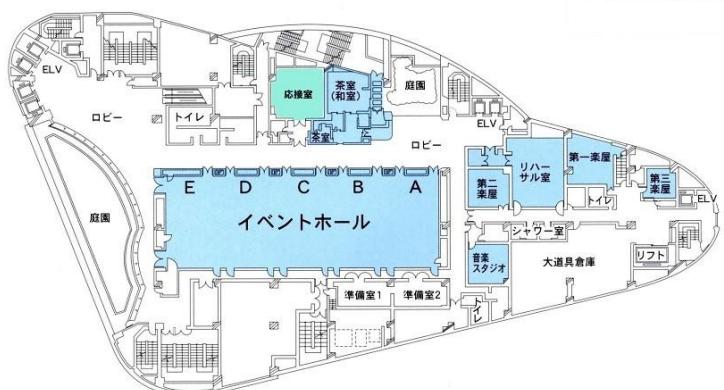
会場	きゅりあん (品川区総合区民会館)
参加費	7階 イベントホール
申込方法	品川区東大井5-18-1
※12月26日(金)以降のキヤンセルについては、	四千円
参加者	正会員・共有会員・賛助会員 同伴者1名(家族・従業員) 電話・FAX・青色アプリ

来る一年のスタートに当たり皆様のさらなるご活躍を祈念するとともに、関係各位の意見交換の場とされますよう、新年賀詞交歓会を開催します。つきましては、ご多忙な折に誠に恐れ入りますが、万障お繰り合わせのうえ、ご参加下さいますようご案内申し上げます。

イベントホールへのアクセス

※会場へは、電車やバス等の公共交通機関をご利用ください。

・JR京浜東北線
・東急大井町線
・りんかい線
大井町駅 徒歩2分



7階 イベントホール

青色セミナー

基礎控除等の改正と年収の壁

申定講会　日時
参加員場　　令和7年12月22日(月)

申込料　　午前10時～11時頃
参加費　　15名(完全予約制)
電話・FAX・青色アプリ
申告会　　品川青色申告会　会議室
事務局職員　穗苅

年末調整の季節がやってまいりました。

本年12月に所得税について改正が行われ、年末調整及び確定申告の際に大きな影響が出ることが予想されます。

当会では、この改正点についての理解を深めることを目的とした研修会を下記のとおり開催いたします。

ご多忙の折とは存じますが、ぜひご参加いただけますようお願い申上げます。

主な内容

1、主な変更点

- ・基礎控除の変更
- ・配偶者控除・特定親族控除
- ・給与所得控除

2、変更に伴う影響

- ・住民税・社会保険等
- ・事業者への影響

Zoom配信を併せて行います。自由にご参加下さい。

ミーティング ID: 825 7416 0354

パスコード: 348818

※開始15分前より入室可能です。

※資料は当日開始10分前にアップします。



QRコード読み込みでも
参加できます

給与所得の源泉徴収税額 (一部抜粋)

(一) 月額表 (平成24年3月31日財務省告示第115号)	
その月 社会保 険料等 給与等	社会保 険料等 除後の 金額
	扶 養
	0 人 1 人 2 人
以 上	未 滿
税	
円 105,000	円 未満
	円 0
	円 0
	円 0

今まで、源泉徴収税額が発生してい
た方でも0円にな
る方がいますので、
注意して下さい。

所得税改正に伴い令和8年以降の源泉所得税額が変更されます。令和7年までは、扶養人数が0人でも「8万8千円未満」までなら源泉所得税が0円でしたが、変更後「10万5千円未満」までなら源泉所得税額0円へと変更されます。

その他金額についても変更していますので、詳細は国税庁HP「年末調整がよくわかるページ」をご覧下さい。

給与の源泉徴収税額変更

青色カレンダー



令和8年度版青色カレンダー（壁掛け型）が完成しました。また、卓上型カレンダーもございます。なくなり次第配布終了となりますので、来局の際にお持ち帰り下さい。

当日の様子



大崎一番太郎君、今年も税金クイズにチャレンジ

10月11日(土)・12日
(日)の2日間大崎駅東西
自由道路(夢さんばし)で
開催された「しながわ夢さ
ん橋」に出展し、大人用・
子供用と2種類の税金クイ
ズを答えていただいた方に
粗品をプレゼントする形で
青色申告会及び税金に関する
周知・普及を図りました。
多くの方にご参加いただ
きました。

給与に関する下期(7月～12月)の源泉税の納付期限が近づいてまいりました。また、年末調整の時期でもあります。

年末調整は、毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税及び復興特別所得税額との差額を精算するものです。その為、給与の受給者より、必要な書類を集めさせていただく必要があります。

納付期限は令和8年1月20日（火）ですが、当会の年末調整サポートは決算申告サポートが始まる為、1月9日（金）までとなります。年末年始等で事務局を閉鎖している時期がございますので、確認の上、事務局をご利用下さい。

今年の品川区の総括表は
茶色です。忘れずにお持
ち下さい。

令和8年度(令和7年分) 給与支払報告書(総括表)			
令和 8 年 月	提出日	合計	合計
		指定番号	区分
法人番号 (又は個人番号)		提出区分 給与支払 方法/第4号	
郵便番号		事業種目	
支払方法 者所在地		受給者 個人番号	
新規通知 書送付先		特別徴収 区分	
アリガタ 有無 料 (氏名)		普通徴収 (徴収者)	
代表者の 職名 性別 氏名 配偶者 氏名 配偶者 性別 氏名 配偶者 性別 氏名 等の 名稱		普通徴収 (追徴者既終)	
郵便番号		合計	
電話番号 ()		納入書の送付 区分 1.是 2.不是 〔※:欄は記入しないください。〕	
～「普通徴収欄」に該当する受給者がいる場合の注意事項～			
①下記「普通徴収切替理由書」の「人數」欄を記入してください。			
②「個人別明細書」の「徴収」欄に「普通徴収切替理由書」の符号(管A～F)を記入してください。			

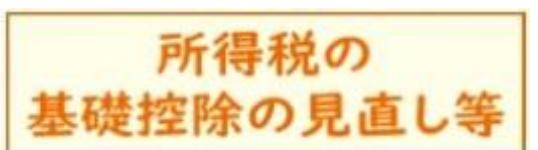
※ 年末調整サポートは事前予約制とさせていただきます。

※ サポート時間短縮の為、従業員の給与等は集計の上、源泉徴収簿に記入してご来局下さい。

※ 年末調整サポートと決算申告サポートは原則として同日に行えません。再度予約をしていただすることになります

源泉徴収簿（令和7・8年分）
各種控除申告書は当会にありますのでご用の方は申告会事務局まで。

国税庁HPより



※ 3万円の定額減税は本年は適用されません。
また、令和7年度に給付された4万円の不足額給付金は、所得税非課税です。

- 5、4、3、2、1、
主な改正点
- 基礎控除の改正
- 給与所得控除の改正
- 特定親族控除
- 扶養親族等の所得要件の改正
- 簡易な扶養控除申告書

令和7年12月から、基礎控除その他に関する改正がされました。詳細は国税庁HPの「所得税基礎控除の見直し等」又は「年末調整がよくわかるページ」等をご確認下さい。また、当該変更について12月22日に研修会「青色セミナー」を開催する予定ですのでそちらもぜひご参加下さい。

昨年からの変更について

年末調整時にお持ちいただく資料

資料	注意事項	Check
【令和7年分】 ・源泉徴収簿	1～12月分給与・賞与の記入と集計、給金額に誤りがないように、ご確認下さい。	
【過年度】 ・源泉徴収簿 ・納付書の控え	過年度の過不足額の確認等に使用します。	
【令和7年分】 ・扶養控除等申告書 ・保険料控除申告書 ・基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額 減税のための申告書 兼 所得金額調整控除 申告書（※）	<p>受給者の住所、氏名・配偶者名・扶養者名それ ぞれの方の生年月日等、配偶者・扶養者に収入のある 方は、その種類と年間収入金額見込み額が必要とな ります。令和2年分より、受給者の合計所得金額の 見積額等も必要となりました。</p> <p>また、所得税改正により配偶者及び19歳から23歳 の扶養親族について控除額の計算方法に変更があり、 収入額・所得額についての正確な把握が必要になり ます。（源泉徴収票等をご持参下さい。）</p>	
【年末調整に必要な】 ・各種控除証明書	社会保険（国民年金・国民年金基金・健康保険等）、 生命保険・地震保険等・小規模企業共済等の年間支 払金額のわかる証明書等をご持参下さい。	
・前勤務先源泉徴収票 ※中途採用者の場合	中途採用者がいる場合は、その方の前勤務先の源泉 徴収票が必要です。	
・源泉税・納付書	税務署より送付された源泉税納付書をご持参下さい。	
・総括表	11月下旬頃、区役所より封書にて届く予定です。	
・マイナンバー ※事業主	<p>「マイナンバーカード」とそうでない場合で、追加 の書面が必要になる場合がございます。</p> <p>詳しくは、事務局までお問い合わせ下さい。</p>	
・マイナンバー ※従業員及び専従者 並びにその扶養親族		
・還付先口座 ※還付申請が必要な 場合	年末調整の結果、翌年2月までに還付する事が困難 な場合等には、還付先（源泉徴収義務者（事業主）又は 従業員本人）の口座番号が必要となります。 なお、源泉徴収義務者に還付する場合は対象従業 員の委任状が必要となります	

※令和7年分は税額計算の変更があるため、昨年分と様式が異なりますのでご注
意下さい。

品川区技能功劳表彰

本年10月1日(水)に、永年にわたり同一業種に従事し、卓越した技能を有する技能功劳者として、2名の方が品川区技能功劳表彰を受賞されました。ここにご報告をさせていただきます。

表彰された皆様おめでとうございます。

品川区技能功劳表彰
菅原正樹氏
(工事業)
清水美江子氏
(製造小売業)

年末年始の事務局対応

年末年始の事務局の営業については左記の通りとなりますのでよろしくお願いします。

年内サポート終了日 12月24日(水)
新年サポート開始日 1月5日(月)

職員退職のお知らせ

このたび、職員の山田達也が、11月28日をもちまして一身上の都合により退職することとなりました。これまでのご厚情に深く感謝申し上げます。

事務局からお知らせ

【サポート開始時間の変更】

通常期のサポート開始時間を、左記の通り変更しました。

午前サポート受付

9時～11時
9時10分～

午後サポート受付

13時～16時

【転居や結婚された方など】

①(一社)品川青色申告会の登録情報

を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険にご加入の方は変更手続きが行われていない場合、請求時等に時間を要する場合があります。

※お引っ越し先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属

が出来ます。

※氏名が変わった方は税務署へ届出書の提出を推奨しております。

なお、氏名変更後に旧姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

②転居された場合、各種送付文書の送付先の変更等のため、確定申告期前に納税地の異動又は変更をするときは、「所得税・費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出できます。

★【駐車場について】

6月～12月までの第一土曜日(祝日を除く)は通常営業致します。

★【死亡又は出国された方など】

死亡された方や一年以上出国される方は原則、一定期間内に『準確定申告』が必要です。

【廃業された方など】

事業所得等がある場合は原則として確定申告をする必要があります。

【青色共済ご加入の方へ】

★ご加入者死亡時などの弔慰金受取人に変更(※)がある場合、必ずお申出下さい。

なお、現在の受取人の確認は事務局までお問い合わせください。

★【会員の慶弔規定に関する】

★慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡します。

なお、その事実から3ヶ月以内に事務局へご連絡頂く事が適用条件です。

★【土曜日営業について】

6月～12月までの第一土曜日(祝日を除く)は通常営業致します。

★【駐車場について】

駐車スペース限りがあるため、電車・バス等の公共交通機関や自転車等での来局をお勧めします。